

令和7年度軽自動車税(種別割) の税額について

車 種		税 額		
軽 自 動 車	軽自三輪車	平成27年3月31日までに初度検査した車両	3,100円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	3,900円	
		初度検査から13年を超える車両	4,600円	
		グリーン化特例(軽減税率)該当車両	1,000円	
	軽自四輪 貨物・営業用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	3,000円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	3,800円	
		初度検査から13年を超える車両	4,500円	
		グリーン化特例(軽減税率)該当車両	1,000円	
	軽自四輪 乗用・営業用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	5,500円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	6,900円	
		初度検査から13年を超える車両	8,200円	
		グリーン化特例(軽減税率) 該当車両	75%軽減	1,800円
			50%軽減	3,500円
	25%軽減		5,200円	
	軽自四輪 貨物・自家用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	4,000円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	5,000円	
初度検査から13年を超える車両		6,000円		
グリーン化特例(軽減税率)該当車両		1,300円		
軽自四輪 乗用・自家用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	7,200円		
	平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	10,800円		
	初度検査から13年を超える車両	12,900円		
	グリーン化特例(軽減税率)該当車両	2,700円		
原 動 機 付 自 転 車	第一種	50cc以下または0.6kw以下	2,000円	
		特定小型(0.6kw以下 電動キックボード等)	2,000円	
		125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円	
	原付二種	乙(90cc以下または0.8kw以下)	2,000円	
		甲(125cc以下または1.0kw以下)	2,400円	
	ミニカー	20cc超50cc以下(三輪以上で車室を備えたもの)	3,700円	
小型特殊自動車		農耕作業用(トラクター、コンバイン等)	2,400円	
		その他(フォークリフト等)	5,900円	
軽自二輪車		総排気量125cc超～250cc以下	3,600円	
被けん引車		ボート・トレーラー	3,600円	
特殊牽引車		スノーモービル等	3,600円	
二輪の小型自動車		250cc超過	6,000円	

【グリーン化特例(軽減税率)とは】

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪車以上の軽自動車(新車のみ)で、一定の排気ガス基準と燃費基準を達成した車両について、新規取得した翌年度分の軽自動車税(種別割)を軽減するものです。